令和７年（フ）第３５９号
埼玉県行田市駒形１丁目１番３号　セルビアハイツＢ棟102
破産者　吉田　敏彦
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第４４４号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町1339番地２
破産者　内田　恵美
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１１７号
東京都足立区梅田二丁目10番４号　カルフール302、申立時の住所埼玉県大里郡寄居町大字用土349番地１　グリーンガーデン寄居434
破産者　和気　聖也
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１９０号
埼玉県熊谷市船木台３丁目10番地11　プロスペリティ102
破産者　栗原　晃佑（旧姓猪瀬）
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１０７号
新潟市中央区山二ツ１丁目４番10号
破産者　白倉　和宏
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６５号
新潟市西区五十嵐１の町7250番地２　レオパレスＪＫ２　105号
破産者　山田　　誠
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０３号
新潟市東区江南３丁目７番地33　ベルトピア新潟15　101号
破産者　藤原　　実
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２９号
新潟市西区鳥原新田505番地９
破産者　中島　真弓
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２３７号
新潟県十日町市泉町42番地
破産者　小林　俊明
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１６号
山梨県上野原市コモアしおつ４丁目39番２号
破産者　築林　郁子
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和７年（フ）第２１８号
長野県安曇野市豊科2212－６　Ｃ棟、住民票上の住所長野県安曇野市三郷明盛1376番地２
破産者　宮坂真由美
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第８号
神奈川県川崎市麻生区細山７丁目10番23号、開始決定時の住所静岡市葵区上足洗４丁目２番40号
破産者　榎本　哲也
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３９６号
静岡市清水区草薙一里山８番１号　アイリスレジデンス108、開始決定時の住所静岡市清水区七ツ新屋１丁目３番11号　トモノハイツ101号室
破産者　兼古　輝雅
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５６号
名古屋市千種区菊坂町２丁目33番地　三旺マンション第５覚王山301号
破産者　林　　裕史
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９０４号
名古屋市東区徳川１丁目801番地　アルバーニ徳川Ｓ－１号
破産者　佐溝　哲郎
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１０８号
名古屋市南区柴田本通２丁目１番地の２　Ｋスクエアサウス901－Ｌ号
破産者　田中　昌樹
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６１８号
愛知県西尾市熊味町下池田17番地　リブレア・エクシードＡ棟Ｃ号室
破産者　里村　一也
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第７１８号
愛知県豊田市三箇町堅坂18番地３
破産者　成田　秀夫
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１４２号
愛知県西尾市上町猿ケ坂１番地　県営上町住宅１棟102号室
破産者　山口　敏博
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係